

令和2年3月17日

道路局路政課

国道・技術課

「一般国道の指定区間を指定する政令の一部を改正する政令」を閣議決定

一般国道の維持、修繕、災害復旧その他の管理を効率的に実施するため、国が管理する一般国道の区間（指定区間）を変更する「一般国道の指定区間を指定する政令の一部を改正する政令」が、本日、閣議決定されました。

1. 背景

一般国道の維持、修繕、災害復旧その他の管理を効率的に実施するため、一般国道の指定区間を指定する政令を改正し、一般国道の指定区間を新たに指定する等の必要があります。

2. 政令改正の概要

一般国道23号、115号、158号、357号及び414号の5路線の一部区間を指定区間に指定します。

また、一般国道126号、176号及び409号の3路線の一部区間を指定区間から除外します。

※路線の改正の概要については、別紙を御参照ください。

3. スケジュール

・公布日：令和2年 3月23日（月）

・施行日：令和2年 4月 1日（水）

問い合わせ先 代表電話：03-5253-8111

国土交通省 道路局 路政課 企画専門官 小宮 允（内線37332）

国道・技術課 企画専門官 関 信郎（内線37832）

直通番号：03-5253-8480（路政課）03-5253-8492（国道・技術課）

F A X：03-5253-1616（路政課）03-5253-1620（国道・技術課）

別紙

(1) 新たに指定する区間

路線名	追加区間	延長
一般国道 23号	愛知県豊川市為当町六反田83番1～ 愛知県蒲郡市清田町井戸ヶ沢51番1 (蒲郡バイパス)	9.1km
一般国道115号	福島県伊達市霊山町下小国字荒屋敷5番1～ 福島県伊達郡桑折町大字松原字中島41番	12.2km
一般国道158号	岐阜県高山市上切町902番1～ 岐阜県高山市丹生川町坊方字宮ノ前504番2 (高山清見道路)	9.5km
	福井県大野市中津川20字三之末16番1～ 福井県大野市東市布式壺字鮭ヶ洞1番1 (大野油坂道路)	35.0km
一般国道357号	東京都大田区羽田空港3丁目1番～ 神奈川県川崎市川崎区浮島町516番1 (多摩川トンネル)	1.7km
一般国道414号	静岡県下田市6丁目293番1～ 静岡県賀茂郡河津町梨本字中川合野33番1 (河津下田道路)	12.5km
計	5路線 (6区間)	80.0km

(2) 除外する区間

路線名	除外区間	延長
一般国道126号	千葉県東金市大字台方字五根倉1026番1～ 千葉県千葉市中央区中央1丁目6番10	△40.3km
一般国道176号	兵庫県川西市小戸2丁目318番4～ 大阪府大阪市淀川区新高3丁目511番7	△12.3km
一般国道409号	千葉県東金市大字台方字五根倉1026番1～ 千葉県東金市小野字落海98番12 (一般国道126号との重複区間)	△3.5km
計	3路線 (3区間)	△56.1km